

② 履修方法・修了要件

ビジネス科学研究科 経営システム科学専攻(博士前期課程)

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	基礎科目群	選択	
	専門科目群	必修 「トップレクチャーI」もしくは「トップレクチャーII」を1単位以上含むこと。	1~2
		選択 (上記以外の科目)	
	研究科目群	選択	
	輪講科目群	選択	
修了単位数			30
<ul style="list-style-type: none"> ・上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。 　ただし、30単位の中に、「トップレクチャー I」もしくは「トップレクチャー II」を1単位以上含むこと。 ・大学院共通科目、他専攻及び他研究科の科目については、専攻教育会議で承認が得られたものを、10単位を上限に修了要件として認定することができる。 ・履修方法は「【別紙】科目と履修方法について」のとおり。 			

【別紙】科目と履修方法について

1. 科目の分類

- (a) 経営システム科学専攻の科目は、「基礎科目」、「専門科目」、「研究科目」、「輪講科目」から構成される。
 - (b) 「基礎科目」は、他の科目的受講に必要な基礎教育を行う科目である。各自の研究テーマや履修計画に応じて、必要な科目を履修すること。
 - (c) 「専門科目」は、それぞれのテーマに関する専門的内容を講義する科目である。
 - (d) 「研究科目」は、研究に必要な専門知識を習得するための科目で、主指導教員の下で行われる。
- 平成31年度入学の学生が履修する「研究科目」は、「経営システム科学研究・春Ⅰ・秋Ⅰ・春Ⅱ・秋Ⅱ」である。当該学期に開講される未履修の「経営システム科学研究」の中で番号の若い科目から履修すること。ただし休学などの事情により、同学期に3単位より多く「経営システム科学研究」を履修する必要が生じた場合は、「経営システム科学特別研究」を履修する。
- (e) 「輪講科目」は、研究に必要な最新の文献を輪読するなど、研究指導を支援することを目的とする科目である。主指導教員あるいは副指導教員が開講する科目を履修することが望ましい。
 - (f) 科目の中には、指定した「基礎科目」や「専門科目」を履修済みであること、またはそれと同等の知識を有することを受講の条件としているものがある。そのような科目については、シラバスや「④ 授業科目の概要」の授業概要欄に事前に履修すべき科目名や受講のための要件が記載されている。
 - (g) 非常勤講師が担当する科目については、当該年度に実施可能な時間数が決まった段階で、開講科目をアナウンスする。実施可能な時間数に制限があるため、毎年すべての科目を開講できるとは限らないので注意すること。

2. 履修のためのガイドライン

- 修了までの2年(4学期)間のもっとも標準的と考えられる時間配分は、およそ次のようなものである。
- (a) 1年次の春学期A・Bには、必要な「基礎科目」と「経営システム科学研究・春Ⅰ」を中心に履修するとともに、主指導教員を選択する。
 - (b) 1年次の春学期C以降には、「専門科目」と「経営システム科学研究・秋Ⅰ」の履修を通して、以降の学習および研究のための基礎を固め、研究テーマの方向を定める。履修計画をたてるにあたっては、主指導教員と相談することが望ましい。
 - (c) 2年次には、2年次向け「専門科目」と「経営システム科学春Ⅱ・秋Ⅱ」の履修と並行して、各自のテーマに応じて研究に努め、「修士論文」を完成させる。

3. 修了要件

- (a) 合計30単位以上を取得すること。ただし30単位の中に、「トップレクチャーI」もしくは「トップレ

クチャーⅡ」を1単位以上含むこと。

なお、大学院共通科目を含む他専攻、他研究科、他大学院で取得した単位のうち、専攻教育会議で承認が得られたものを最大10単位まで修了要件の単位に含めることができる。

- (b)本コースの定める規則に従って、「修士論文」を完成させ、提出すること。
- (c)「修士論文」は、学生本人の在学期間中の研究活動を反映したもので、学術論文と同様な形式の他に、ソフトウェアなどの作品と作品に関するドキュメントを併せた形式などが可能である。詳細は経営システム科学専攻教育関係内規に従う。
- (d)「修士論文」の審査に合格すること。
- (e)最終試験に合格すること。

4. 学位

3. の修了要件を満たした者には、「修士（経営学）」または「修士（経営システム科学）」の学位を授与する。

5. その他

- (a)上記の規定で定めること以外は、筑波大学大学院学則等の上位規則の定めに従う。
- (b)開設年度または単位数が異なる同一科目を修得した場合、修了要件として認められるのは、早い年度に修得した方の科目のみである。後に修得した科目は、「その他」の科目区分として登録され、修了要件としては認められない。